四(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに三笠市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　東京都三宅村阿古五四八の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　潮害の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　東京都三宅村阿古五四八の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下高井郡山ノ内町大字平穏字坪根一五九三のイの二、一五九六、一五九七、字堂ノ上一八二三、字横湯二〇二九、大字夜間瀬字長久保五一四九、五一五一、五一五二、字離山一二三四七のニ八
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県中野市大字間山字立道八五二の一、八五二の三、字建応一八〇五の一、一八〇五の四、一八〇六、一八〇七、一八三二から一八三四まで、字南向平八五八から八六一まで、八六二の一、八六二の二、八六三のイ、八六六、八六七の一、八六七の二、八六九、八七〇、八八七、八八八、字横堰八八九の一、大字更科字間瀬場七〇五の ロ、七〇八の ロ、七〇九、字背負出一一二五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字立道八五二の一、八五二の三、字建応一八〇五の一、一八〇五の四、一八〇六、一八〇七、一八三二から一八三四まで、字南向平八五八、八五九・八六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八六二の一、八六二の二、八八八、字横堰八八九の一、字間瀬場七〇五の ロ、七〇八の ロ、七〇九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＮＥ	141779	あきつしま	25. 11. 15
７ＪＱＦ	142042	青葉山丸	25. 11. 27
７ＪＱＯ	142084	北陸丸	25. 11. 29
ＪＤ3576	142019	済生丸	25. 11. 25
ＪＤ3578	142021	古鷹丸	25. 11. 13
ＪＤ3592	141994	第五萬漁丸	25. 11. 27
ＪＤ3595	142041	さがみ	25. 11. 20
ＪＤ3597	142044	きんよう	25. 11. 20
ＪＤ3598	142048	第二十五旭丸	25. 11. 11
ＪＤ3600	142049	あおがしま丸	25. 11. 25
ＪＤ3603	141916	美鵬丸	25. 11. 14
ＪＤ3611	142064	八光丸	25. 11. 7
ＪＤ3614	142068	ＪＣＡＴ　ＯＮＥ	25. 11. 6
ＪＤ3616	142070	第八大運丸	25. 11. 26

○国土交通省告示第九号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
ＪＩＦＢ	126943	第十三松栄丸	25. 11. 20
ＪＭＶＮ	130697	第二海豊丸	25. 11. 20

○近畿地方整備局告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
一般国道　二十五号　柏原市峠地先から大阪市天王寺区逢阪二丁目地先まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　丸紅アクセスソリューションズ株式会社　代表取締役社長　齊藤　秀久
住　所　東京都千代田区大手町二丁目六番一号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「一般国道二十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道二十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載
四　管理の期間　平成二十六年一月七日から本協定の存続する日まで

ＪＭＶＰ	130698	第六海豊丸	25. 11. 20
ＪＤ2286	118454	第五十八花咲丸	25. 11. 15
ＪＤ3173	141410	第十八栄福丸	25. 11. 28
ＪＥ2227	117148	第六十七源榮丸	25. 11. 18
ＪＦ2048	119983	第十八豊漁丸	25. 11. 29
ＪＧ3935	123525	海洋	25. 11. 8
ＪＧ5732	137168	武蔵丸	25. 11. 8
ＪＩ2891	119519	高哲丸	25. 11. 26
ＪＪ3468	129108	早山丸	25. 11. 7
ＪＫ3940	122055	Ｃ．Ｓ．のぞみ	25. 11. 8
ＪＫ4059	122278	第十六三垂丸	25. 11. 20
ＪＫ4901	131785	春日丸	25. 11. 15
ＪＫ5193	133046	新丸岡丸	25. 11. 18
ＪＫ5317	134098	十八共同丸	25. 11. 6
ＪＬ5938	131507	共和丸	25. 11. 5
ＪＬ6392	135076	長久丸	25. 11. 6
ＪＭ5761	130326	大豊山丸	25. 11. 14
ＪＭ6274	133589	ニュー清幸	25. 11. 7
ＪＭ6293	133571	第六十八福丸	25. 11. 12
ＪＭ6377	133564	はっこう	25. 11. 21

○国土交通省告示第十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年一月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
Ａ1114104	23. 2. 28	141410	第十八栄福丸
Ａ1314100 10	25. 8. 6	135637	Anniversary Cruise